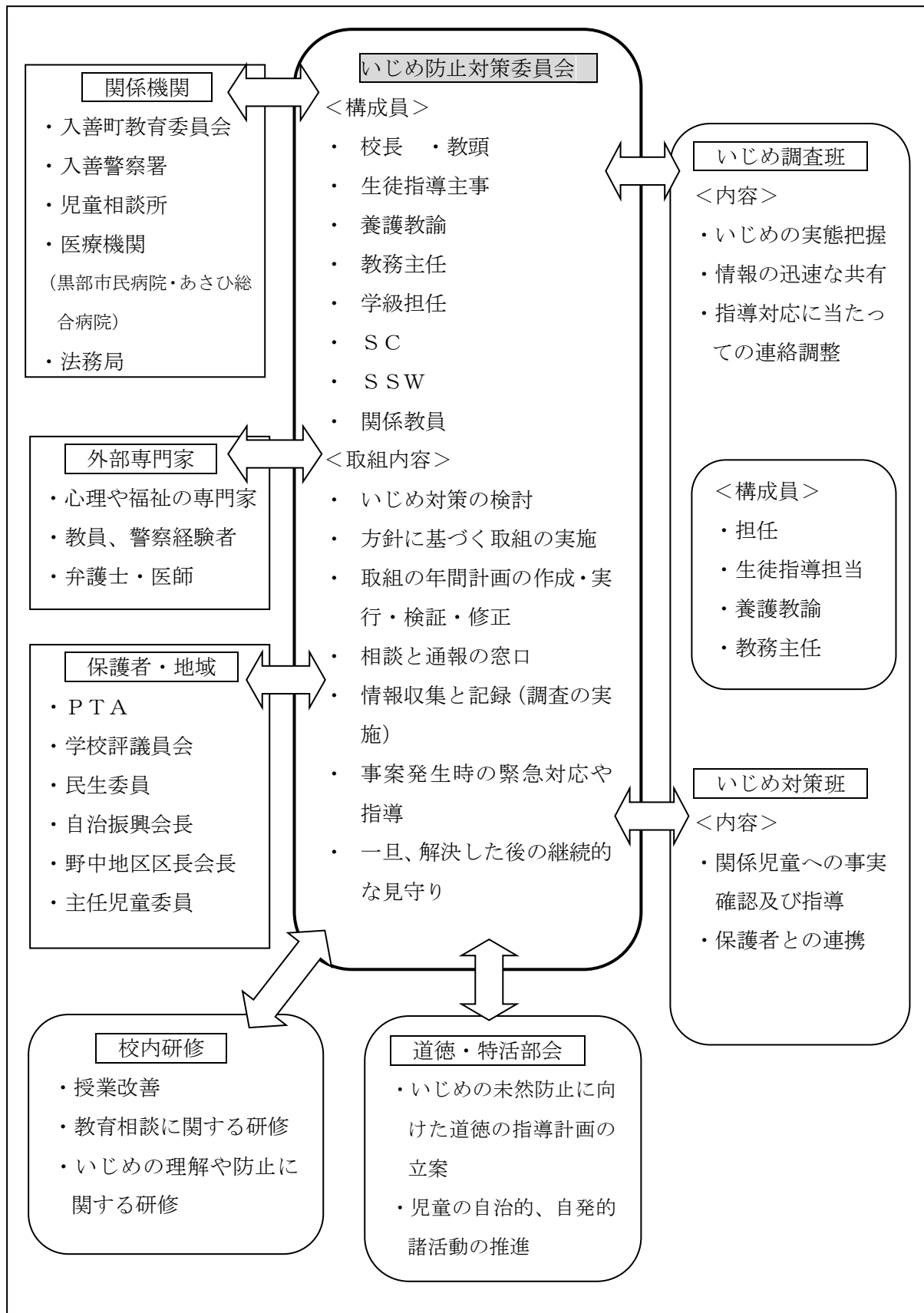
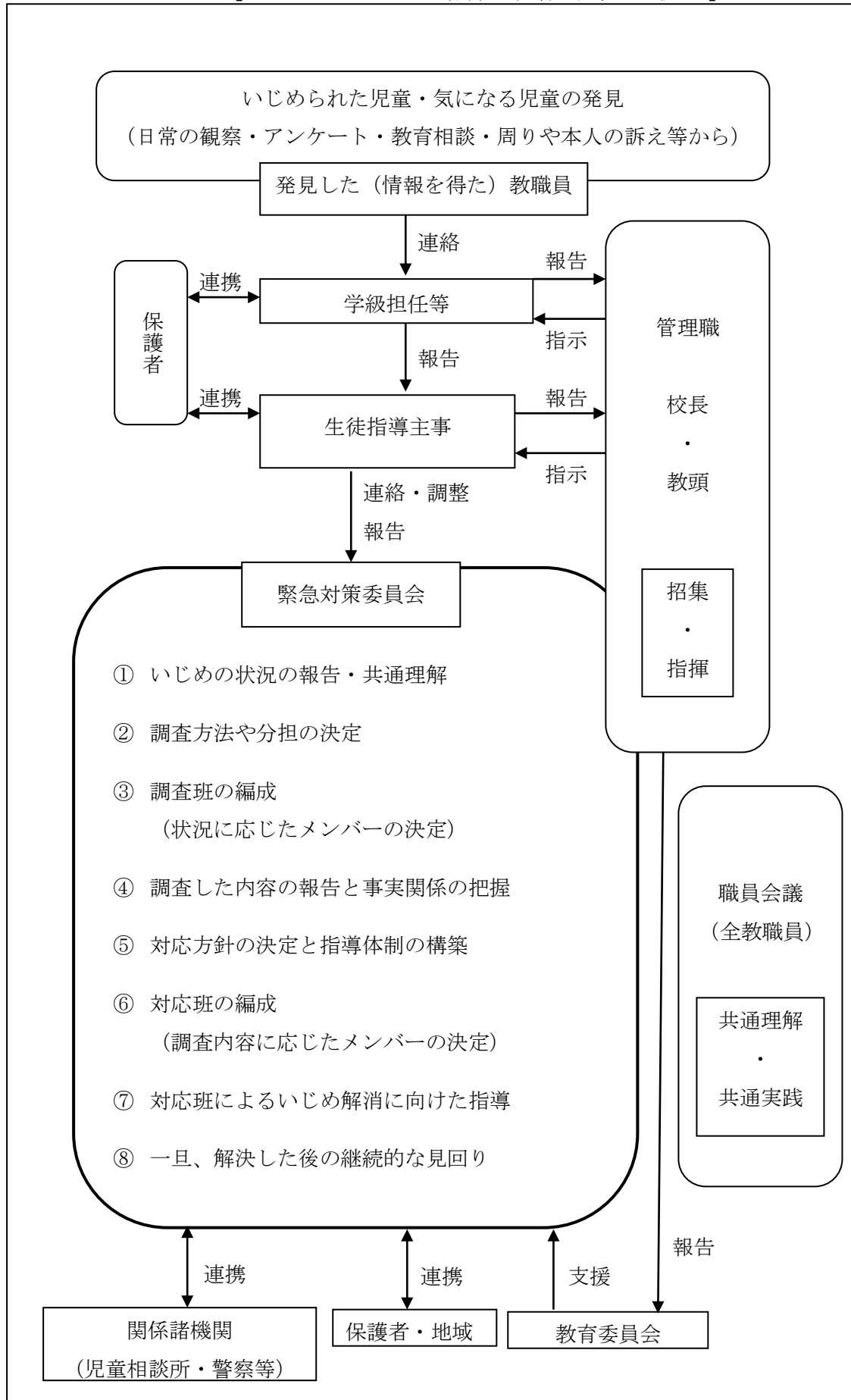


【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(いじめ防止対策推進法第 22 条に基づく組織)



【いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【 いじめ問題への取り組みの年間指導計画 】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
校内委員会等	いじめ防止対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解 PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発 職員会議		事案発生時、緊急対策委員会の実施 いじめ問題に関する職員研修会①		
未然防止への取組	いじめ実態把握調査 ①学級づくり 人間関係づくり (係活動、遠足) 道徳や学級活動で話し合った ほわほわ言葉の掲示	道徳教育・特別活動の充実			
早期発見への取組			総合質問紙調査による分析 アンケート 教育相談週間 保護者学校評価アンケート		

	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
校内委員会等	いじめ防止対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認		事案発生時、緊急対策委員会の実施 いじめ問題に関する職員研修会②			いじめ防止対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し	
未然防止への取組	②学級づくり 人間関係づくり (運動会・宿泊学習等) 道徳教育・特別活動の充実		児童会による「人権週間」への取組		③学級づくり 人間関係づくり (縦割り縄跳び集会 6年生を送る会) 道徳教育・特別活動の指導計画の見直し		
早期発見への取組	アンケート 教育相談週間		アンケート 総合質問紙調査による分析 教育相談週間		アンケート 保護者学校評価アンケート 教育相談週間		

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
- 相当の期間とは年間30日を目安とする。しかし、それ以内でも、一定期間連続して欠席しているような場合には、学校の判断により調査に着手することもある)
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき
- ※ 重大事態は、事実関係が確定した段階での重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で、調査を開始しなければならないことを改めて認識する。

(2) 重大事態の対応についての留意事項

緊急対策打合せ→校長・教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学級担任が集まり、当面の措置を決定し、すぐ行動に移る。必要に応じて緊急職員会議を開催する。

- ・速やかに町教育委員会に報告し、町教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。場合によっては、第3者調査委員会等による専門的分析と評価により検討を行う。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。(校長・教頭)

※参照「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）